

コラム

地方自治体における 独自性のある幼保一体化の取組事例

政府における幼保一体化の取組については、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の整備が、2006（平成18）年の制度発足以来進められてきた。また、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な「子ども・子育て新システム」の構築に向けた検討が進められているところである。

以下では、幼保一体化を意欲的に進めてきた地方自治体の独自性のある取組を紹介する。

（1）東京都新宿区

新宿区では、保護者の就労の多様化や状況の変化により、長時間保育や一時保育についての需要の高まりによる待機児童の解消が課題となり、一方、幼稚園では利用人数が減少する中、3歳児保育や預かり保育の需要の高まりによる既存施設の有効利用が課題となっていた。このような区の保育・教育ニーズに対して、その受け皿である保育・教育施設の配置のアンバランスな状況を解消する必要があることから、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、同じ環境の下で保育・教育が受けられるように、「子ども園」*に関する取組を進めている。

現在、多様なスタイルの「子ども園」の導入により、0歳から5歳までの育ちを踏まえた保育・教育の実践、保育園や幼稚園で培ってきた知識・技能の双方の良さを活かすことによる保育・教育の質の向上、小1プロブレムの解消など、これまで進めてきた保育園・幼稚園と小学校の連携の促進などの効果が期待されている。

（2）東京都三鷹市

三鷹市では、1955（昭和30）～1965（昭和40）年の人口急増期に私立幼稚園を補完するために市立幼稚園を設立してきた。しかし、少子化の進行による私立幼稚園での欠員の発生や保育所待機児童の増加などにより時代のニーズに合った新たな子育て支援施設が必要となった。1998（平成10）年に5園あった市立幼稚園については、廃園して公設民営保育所などとして整備し直すなどしていたが、廃園後の施設活用について検討していく中で、その活用策としてあがったものが、2005（平成17）年度をもって廃園したちどり幼稚園の「こども園」*化であった。

2007（平成19）年4月に、市立幼稚園のノウハウを継承し、幼・保・小連携の取組に資する施設として開設した「ちどりこども園」は、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づいた、1～5歳児までの一貫した保育と小学校教育を視野に入れた遊びを通じた幼児の教育活動、異年齢保育による世代間交流、小学校に隣接しているメリットを生かした小学校との連携・円滑な接続などに取り組んでいる。また、保育相談、園庭開放、図書の貸し出し等などの在宅の子育て支援、預かり保育などを実施している。

（3）新潟県聖籠町

聖籠町では、少子化に伴う幼稚園の入園児の減少や保育園に対するニーズの高まりを受け、2005（平成17）年4月から、町立の幼稚園・保育所のすべて（3つの幼稚園と1つの保育園）を「こども園」*として、運営している。

3歳未満の乳幼児には保育を基本として公

立の「こども園」と私立の保育園で役割分担し、質の高い保育を専門的に保障する一方、3歳以上の幼児には「こども園」での幼児教育を基本とし、質の高い幼児教育を保障している。これにより、幼稚園の空き教室の解消や、人件費などの行政コストの削減につながったほか、町の子育て支援施策を総合的に進めることにより、各々の行政分野が連携し子育てに対する相談指導体制を構築するなどして、保護者の高い信頼が得られている。

(4) 秋田県井川町

井川町では、1973（昭和48）年以来、保育園が2園、幼稚園が1園運営されてきたが、1989（平成元）年に実施したアンケートなどでは、幼保を一緒にしてもいいのではないかという保護者の声もあがっていた。そのような状況を踏まえて、1995（平成7）年に、2つの保育園に、それぞれ幼稚園を併設し、東幼稚園、西幼稚園とした（対象年齢は保育園児が0～5歳、幼稚園児が4、5歳）。さらに、

1997（平成9）年に、幼保一体化施設「井川こどもセンター」を設置し、2006（平成18）年に全国初の認定こども園として認定された。

幼稚園と保育園を一体的に運用したことで、乳児保育、一時保育、いのこり保育、障害児保育など多様な保育サービスに対応することが可能となった。小学校、福祉施設、関係団体との連携により、現在では、保育需要の動向に応じた緊急的な保育サービスとしての一時預かり事業、10歳未満を対象にした学童保育などに加えて、障害児保育、産休明けの乳児保育、延長保育など、必要に応じて選択ができるように進めている。

※本コラム中における、「子ども園」、「こども園」の呼称については、各地方自治体における独自の取組による幼保一体化施設の呼称。